

令和7年度あおもりアグリ関連サプライチェーン参入ハンズオン支援業務に係る質問及び回答

番号	質問	回答
1	仕様書 P1 4 業務の内容 (1)ハンズオン支援の実施 ①支援候補企業の推薦 について 農業者が生産した一次産品をブランディングし小売販売する事業者も、「アグリ関連サプライチェーンへの新規参入等」に該当し、支援対象となる可能性はありますか？	小売販売する事業者が、新規参入等の前後において、日本標準産業分類の中分類で、どの業種に該当するかによりますが、①異なる業種に新たに参入する場合や、②同一の業種において新たに設備やシステムを導入し、当該設備等を用いて新たな製品の製造又はサービスの提供を行う場合など、支援する新規参入等の範囲に該当します。 具体的には、個別に該当の判断をする必要があることから、県と協議することとなります。
2	仕様書 P1 4 業務の内容 (1)ハンズオン支援の実施 ①支援候補企業の推薦 について 推薦時に提出する「評価内容(様式任意)」について、推奨される評価観点や記載項目はありますか？	新規参入等に対する意欲や実現可能性が高い県内企業を推薦することから、当該企業の基本的事項に加え、新規参入等に対する検討の熟度や、財務状況や組織体制などの経営基盤、新規参入等を目指す市場の動向、新規参入等で活かされる独自技術やアライアンスの有無などを総合的に評価してください。
3	仕様書 P1 4 業務の内容 (1)ハンズオン支援の実施 ①支援候補企業の推薦 について 「日本標準産業分類の中分類」に基づく新規参入や事業拡大の判断について、分類の境界で曖昧なケースの判断方法や、県との事前確認の機会が設けられますか？	支援する新規参入等の範囲は、原則として仕様書に定めていますが、判断が難しいケースは県と協議することとなります。
4	仕様書 P1 4 業務の内容 P2 (1) ハンズオン支援の実施 ⑦ 新規参入等に向けた関係機関との連携による支援について 専門家派遣等にかかる経費は「本業務の経費の中から支払う」とありますが、派遣する専門家の謝金等について具体的な料金規定や上限は設けられていますか？	具体的な料金規定や上限は設けておりません。

番号	質問	回答
5	仕様書 P1 4 業務の内容 P2 (1) ハンズオン支援の実施 ⑦ 新規参入等に向けた関係機関との連携による支援について 専門家の派遣を希望する場合、受託者が独自に選定・依頼することは可能ですか？	専門家の派遣は、支援企業の支援ニーズ等を踏まえて、個別に受託者が選定・依頼することとなりますが、その実施に当たっては事前に県や支援企業と協議してください。
6	仕様書 P1 4 業務の内容 P3 (2) 支援事例に基づく課題等の整理と対策の提案について 「支援事例に基づく課題等の整理と対策の提案」における「提案対象」は、あくまでハンズオン支援対象企業に限られるものでしょうか？それとも県内のアグリ関連サプライチェーン全般を想定していますか？	提案は県に対して行いますが、県では支援事例から得られた知見をアグリ関連サプライチェーンへの新規参入等に取り組む他の県内企業に活用していただくことを想定しているため、他の県内企業の参考となるよう提案してください。
7	仕様書 P1 4 業務の内容 P3 (2) 支援事例に基づく課題等の整理と対策の提案について ハンズオン支援レポートに記載すべき「共通課題」「支援ニーズ」「効果的な対策や留意点」等の粒度、ボリュームの目安はありますか？過去の参考事例やページ数の想定があればご教示ください。	ハンズオン支援レポートは、他の県内企業がアグリ関連サプライチェーンへの新規参入等に取り組む際に、支援事例から得られた知見を活用できるものとする必要があります。 過去の参考事例は特にありませんが、県内企業が新規参入等の検討を始める導入部分で参考となる内容とし、支援事例において共通した事項や分類等に応じて傾向が表れた事項などを取りまとめ、汎用性が高く、新規参入等に取り組む際の心得となるようなものを想定しています。 また、10～15 ページ程度のボリュームとし、ロジックツリーやフロー図、表、グラフ、写真を用いるなど、見やすさや理解しやすさに配慮したものとしてください。

番号	質問	回答
8	仕様書 P1 4 業務の内容 P3 (2) 支援事例に基づく課題等の整理と対策の提案について 本業務では、支援事例をもとに共通課題や対策を整理し、レポートとして取りまとめることが求められておりますが、当該レポートが県のホームページ等で公表される旨が仕様書に記載されております。 この点に関しまして、事例として取り上げられることを懸念し、協業他社に対して事業計画が明らかになることを理由に、ハンズオン支援への応募や協力を控える企業が出てくる可能性が想定されます。 つきましては、以下 2 点についてご確認させてください。 ハンズオン支援レポートにおいて、支援企業の個社名や具体的な事業内容を記載する必要があるか（あるいは匿名化等が可能か） 「支援企業 3 社」という要件が明記されておりますが、仮に応募企業が少なく、同意を得られる企業が 3 社に満たない場合でも、3 社は必ず確保する必要があるか	ハンズオン支援レポートの記載内容は、支援事例の結果を踏まえる必要があるため、具体的には本業務の終盤に県と協議して判断することとなりますが、前提として支援企業の特定につながる内容や事業活動に支障が生じる内容を記載する必要はありません。 ハンズオン支援レポートへの支援事例の掲載については、仕様書に定める支援候補企業の推薦に当たって、推薦する企業にハンズオン支援の意向を確認する際に、予め説明して同意を得て、3 社を確保するようにしてください。